

ID: 37

担当部署: 総務部 智恵文支所 市民係

処分の概要	使用料等の減免														
例規名 根拠条項	名寄市智恵文多目的研修センター条例 第9条														
例規番号	平成18年条例第168号														
<p>【根拠条文】 (使用料等の減免) 第9条 市長は、規則で定める事由があるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。なお、使用料を免除する場合は、暖房料も免除とする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市智恵文多目的研修センター管理規則第7条の規定による。 (使用料等の減免) 第7条 条例第9条の規定による使用料及び暖房料の減免基準は、別表のとおりとする。 2 前項の規定により使用料及び暖房料の減免を受けようとする者は、名寄市智恵文多目的研修センター使用料等減免申請書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利用区分</th> <th style="width: 30%;">減免内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(2)学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(3)半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(4)半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(5)その他市長が特に必要と認めた場合</td> <td>5割減額又は免除</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 使用料を免除する場合は、暖房料及び附属設備並びに備付物件の実費徴収金も免除とする。 2 前号に掲げる場合を除き、暖房料及び附属設備並びに備付物件の実費徴収金は、減免の対象としない。 3 申請が本市以外のもの、政治活動又は宗教活動を行うもの、営利を目的とした利用については、減免の対象としない。</p>				利用区分	減免内容	(1)市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2)学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額	(3)半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除	(4)半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額	(5)その他市長が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除
利用区分	減免内容														
(1)市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除														
(2)学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額														
(3)半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除														
(4)半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額														
(5)その他市長が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除														
標準処理期間	3日														
備考															
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日												